

いじめ対策について

1 目的

いじめが児童生徒にとって学校生活上の大きな障害になることを踏まえ、いじめの根絶を図るため、いじめの早期発見・早期対応の方法を工夫し、いじめ対策のより一層の強化を図る。

2 基本的な考え方

(1) 徹底すべき基本的認識

いじめは絶対に許されない。

必ず児童生徒を守り抜くという毅然とした態度を示す。

児童生徒・保護者との強い信頼関係を構築する。

豊かな心の育成・いじめを許さない集団づくりに努める。

(2) 早期発見・早期対応の徹底

日頃の観察のほか、実態調査、教育相談、家庭訪問など

校内対策委員会などを機能させた組織的対応

保護者との協力による対応

3 現状と課題

(1) いじめの認識が不十分な児童生徒がいることから、いじめが絶対に許されないことを重ねて訴えていくとともに、思いやりの心や人権を大切にすることを育むことが必要である。

(2) いじめの悩みについて、直接に学校には訴えられない児童生徒や保護者がいることから、第三者に聞いてもらえる機会を設けるなど、早急な対応が必要である。

(3) いじめは発見や解消が困難なケースがあることから、「いじめ対策」全体の点検・強化を行うとともに、さらなる家庭や地域との連携を図る必要がある。

(4) いじめにかかわる児童生徒は、心理的な問題を多く抱えていることから、中学校の教職員へのスクールカウンセラーによる専門的な助言がなされている。

さらに、小学校高学年においていじめが増加する傾向にあることから、今後はより一層、小学校の教職員への専門的な助言等を行う必要がある。

4 課題への対応状況

(1) 緊急対策

ア 「緊急アピール『いじめを絶対に許さない』の発表」(11月17日)

児童生徒・保護者・地域・教職員に対して、教育委員会が「緊急アピール」を発表

・学校を通した全児童生徒・保護者、また自治会回覧版による各戸への配付

・ホームページへの掲載

- イ 「うつのみや・いじめ電話相談『へるぷコール』の設置」(12月12日)(別表参照)
 児童生徒を対象とした専門の相談員による電話相談窓口の設置

651-2322
 月曜日～金曜日：午後3時～午後9時
 土・日曜日・祝日，長期休業中：午前10時～午後4時
 年末年始(12/29～1/3)は休み。

- ・パンフレットや携帯用カードの全児童生徒や保護者への配付
- ・ホームページへの掲載や地区市民センター等への配付

(2) 重点対策

ア 「各学校における取組」

いじめ問題を教材として取り上げた道徳の授業の実施

児童生徒への校長による講話等の実施や保護者などへの通知やたよりによる周知・啓発，保護者等との連携

いじめに関する実態調査の実施，発見した問題への組織的対応

いじめの未然防止と早期発見に生かすためのQ-Uの実施

「いじめに関する校内対策委員会」によるいじめ対策全体の見直し

Q-U…児童生徒一人一人の学級への満足度と，学級集団の状態を把握するための調査

イ 「いじめ・不登校対策チームの設置」

教育委員会事務局職員で編成した対策チームに教員を加え，いじめ・不登校への対策を検討，推進する。

ウ 「スクールカウンセラー等の活用」

スクールカウンセラー・心の教室相談員についての有効活用の推進

スクールカウンセラーの小学校への配置の必要性について検討

(別表) 『へるぷコール』における相談実施状況

(12月12日～21日の10日間)

相談件数の計	13件
相談者の状況	小学生 4件， 中学生 2件 高校生 1件， 母親 6件
相談の内容	いじめに関すること(12件) 友人関係に関すること(1件)
相談に要した時間	10分程度から1時間30分程度まで
担当相談員	2名体制で対応